

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

[02]
2025

今年は2月2日が「節分」2月3日が「立春」です。暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。インフルエンザも流行していますので、くれぐれもお身体にはご自愛くださいませ。いよいよ確定申告期に入ります。今号の内容に関してご質問等ございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。



令和6年分の所得税 確定申告の変更点

- ◆選定にAIを活用 最近の税務調査事情
- ◆2025年4月施行の改正育児・介護休業法への対応
- ◆低下傾向にある若年労働者がいる事業所の割合

令和6年分の所得税 確定申告の変更点

所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）の確定申告時期にあわせ、令和6年分の申告について主な変更点をご紹介します。

定額減税の実施と様式変更

令和6年分での最も大きな変更点は、定額減税の実施です。これに伴い、申告書の様式が変更されています。

配偶者や扶養親族について定額減税を適用する場合には、第二表「配偶者や親族に関する事項」の「その他」欄に「2」と記入します。

なお、夫婦双方に所得がある場合で、対象となる扶養親族を有するときには、扶養控除と同様、どちらか一方でしか適用できません。

住宅ローン控除の特例対象個人

いわゆる住宅ローン控除の適用について、令和6年居住分では借入限度額が引き下げられました（最高4,500万円）。ただし、子育て世帯や若年夫婦世帯に配慮して、特例対象個人に該当

した場合には、従前の借入限度額（最高5,000万円）とされています。この特例対象個人とは、次のいずれかに該当する個人をいいます。

- 夫婦のいずれかが40歳未満であること
- 19歳未満の扶養親族を有すること

（※）年齢等は、原則、令和6年12月31日の現状による

特例対象個人に該当する場合で一定のときには、第二表「配偶者や親族に関する事項」に一定事項の記入が必要となります。

最後に、令和6年分の所得税と消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の確定申告に係る法定納期限、振替日をご案内します。

	法定納期限	振替日
所得税	令和7年3月17日(月)	令和7年4月23日(水)
消費税*	令和7年3月31日(月)	令和7年4月30日(水)

（※）課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日（参考）令和6年分の財産債務調書や国外財産調書の提出期限は、令和7年6月30日(月)です。

【記入例（一部抜粋）】

認定住宅等を新築し、令和6年居住分として住宅ローン控除を適用する会社員本人の合計所得金額が600万円で40歳未満、かつ、配偶者の合計所得金額が300万円で40歳未満、19歳未満の扶養親族を有する場合の、第一表④④欄、第二表「配偶者や親族に関する事項」の記入例（一部抜粋）

第一表（一部抜粋）

再差引所得税額 (41)~(42)	(43)	65000
令和6年分 特別控除 (37)~(40)	(44)	600000
再差引所得税額(赤字のとき) (43)~(44)	(45)	0

第二表（一部抜粋）

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23, 24, 25, 44)										
氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他		
舞 花子	*****	配偶者	5.9.1	○	○	○	○	○	○	○
舞 ハル	*****	子	5.4.1	○	○	○	○	○	○	2

本人が特例対象個人に該当する場合で、以下に該当する場合には、氏名等を記入し、「住宅」欄の【特個】に○を記入

- ① 本人の配偶者が、同一生計配偶者ではない、かつ、配偶者特別控除の対象とされていないとき、本人の事業専従者ではないとき又は他の納税者の扶養控除の対象とされているとき
- ② 扶養親族が19歳未満であり、他の納税者の配偶者控除又は扶養控除（「住民税」欄の【16】に記入した扶養親族を含む）の対象とされているとき

出典：国税庁「令和6年分所得税及び復興特別所得税の手引き」

本人+扶養親族（本人が適用）

選定にAIを活用 最近の税務調査事情

国税庁は、データ分析等により選定した事業者に対して税務調査（以下、調査）を行っています。最近の調査事情を「国税庁レポート2024」を中心に確認します。

データ活用の強化

国税庁は、様々なデータを用いて申告漏れの可能性が高い納税者等を判定する予測モデルを構築し、これと国税組織が保有する資料や情報等を組み合わせ、課税事務の効率化等に努めています。令和5事務年度の所得税の調査では、選定にAIを活用するなど効率化を図り、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は、過去最高の結果となりました。

重点課題への取組

調査において重点的に取り組んでいる事項として、次の4つを紹介します。

(1) 消費税の不正還付の防止

虚偽の申告による不正還付の防止に努め、十分な審査と調査を実施しています。

事例：

- 高額な固定資産の購入を装い、架空の課税仕入れを計上していた事実を把握
- 輸出販売業を装い、架空の免税売上げと課税仕入れを計上していた事実を把握

(2) 海外投資や海外取引への対応

増加する海外への投資や海外取引などについて、調書等の資料や海外当局から得た情報などにより実態解明に努め、調査を実施しています。特に富裕層への対応は重きが置かれ、将来の相続税に向けて情報の蓄積が図られている点にも留意しましょう。

事例：

- 共通報告基準（CRS）情報を活用し、租税条約等に基づく情報提供要請を実施することにより、海外金融機関から得た多額の利息等の申告をしていなかった事実を把握
- 不動産賃貸を行う内国法人が外国法人から資金を調達するに当たって、出資に代えて借入金とすることで多額の利子を支払い、税負担を軽減していたため、過少資本税制を適用

(3) 無申告への対応

資料や情報などから把握し、積極的に調査を実施しています。

事例：

- 多額の利益を認識していたにもかかわらず、申告をしなかった事実を把握（インフルエンサー、ペットオークション等）
- 申告をすると納税額が発生してしまうので、新たに口座を開設し、売上げをその預金口座に振り込ませることで取引を隠蔽し、納税を免れていた事実を把握

(4) 新分野の経済活動への対応

デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークション、ネット広告（アフィリエイト等）、シェアリングビジネス・サービスなど、いわゆるシェアリングエコノミー等、新分野の経済活動に係る取引や、暗号資産等の取引について、情報収集・分析の充実に努め、課税上問題があると見込まれる納税者を適切に把握し、調査などの対応をしています。

なお、これらの取組による調査は、他の調査に比べて追徴税額は多い傾向にあります。

2025年4月施行の 改正育児・介護休業法への対応

2025年4月1日と10月1日の2回に分けて、改正育児・介護休業法が施行されます。4月に施行される内容は、就業規則（育児・介護休業規程等）や労使協定の修正が必要なものと、会社として運用方法を決めておくべきものがあります。以下では、この双方について解説します。

規程等の修正が必要な改正

[子の看護休暇の見直し]

現在、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が取得できる「子の看護休暇」について、対象となる子の範囲が小学校3年生が修了するまでに拡大されます。また、休暇の名称が「子の看護等休暇」に変わり、取得事由として、これまでの①病気・けが、②予防接種・健康診断に、③感染症に伴う学級閉鎖等、④入園式、卒園式、入学式が加わります。

[子の看護休暇・介護休暇の見直し]

現在、労使協定を締結することで子の看護休暇および介護休暇を取得できる人から、「継続雇用期間6ヶ月未満の従業員」が除外できますが、これが廃止されます。労使協定を締結している会社では、労使協定の見直しが必要です。

[所定外労働の免除]

3歳未満の子を養育する従業員が請求したとき、会社は所定労働時間を超える労働を命じることができません。これについて、請求可能となる従業員の範囲が、小学校就学前の子を養育する従業員に拡大されます。

運用の整備が必要な改正

[雇用環境整備]

従業員の介護離職防止のために、介護休業・介護両立支援制度等に関し、会社は以下の①～④いずれかの措置を講じることになります。

- ① 研修の実施
- ② 相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社の従業員の利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の従業員へ利用促進に関する方針の周知

[個別周知・意向確認]

会社は、介護に直面したことを申し出た従業員に対し、制度等の内容や申出先、雇用保険の給付金についてを周知し、介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を個別に行うことが必要になります。

[情報提供]

従業員が介護に直面する前の早い段階（従業員が40歳になるとき等）に、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、介護休業制度等に関する事項を情報提供することが求められます。

これらの他に、3歳未満の子を養育する従業員や要介護状態の対象家族を介護する従業員が、テレワークを選択できるようにすることが努力義務化されることなども盛り込まれています。広範な対応が求められるため、早めに準備に取り組むことをお勧めします。

低下傾向にある 若年労働者がいる事業所の割合

若年人口の減少等により人手不足が深刻化しています。ここでは、2024年9月に発表された調査結果*などから、若年者の雇用状況をみていきます。

若年労働者がいる割合が低下

上記調査結果によると、2023年の若年労働者（調査基準日現在で満15～34歳の労働者）がいる事業所は73.6%で、前回結果の2018年より2.4ポイント減少しました。2018年も2013年から4.7ポイント減少しています。

産業別の状況

次に産業別に若年労働者がいる事業所の割合をまとめると下表のとおりです。

若年労働者がいる割合が最も高いのは、金融業、保険業で88.1%でした。2018年からの

増減では、学術研究、専門・技術サービス業と製造業、運輸業、郵便業、金融、保険業だけが増加しています。

事業の長期継続には、若年労働者を含めた人材の採用と定着が不可欠です。この調査結果でも7割以上の事業所で若年労働者の定着対策を実施しており、特に、労働時間の短縮・有給休暇の積極的な取得奨励や、仕事と家庭の両立支援などに取り組む事業所が増えています。

若年労働者の定着に課題を感じている方は、こうした調査結果なども参考にされてはいかがでしょうか。

産業別若年労働者がいる事業所割合 (%)

	若年労働者がいる事業所計					
			若年正社員がいる		正社員以外の若年労働者がいる	
	2018年	2023年	2018年	2023年	2018年	2023年
建設業	78.3	73.3	77.6	73.2	9.6	6.1
製造業	73.1	74.5	68.3	69.6	25.2	24.2
電気・ガス・熱供給・水道業	88.7	80.5	86.8	79.0	16.7	11.9
情報通信業	85.9	82.1	83.5	77.7	24.5	20.7
運輸業、郵便業	65.8	67.2	64.3	63.0	23.7	21.4
卸売業、小売業	76.0	72.4	59.1	55.5	41.7	39.2
金融業、保険業	87.2	88.1	86.1	86.6	13.9	14.6
不動産業、物品賃貸業	77.3	66.8	69.0	60.3	24.6	24.9
学術研究、専門・技術サービス業	78.5	80.4	75.9	76.8	19.2	20.9
宿泊業、飲食サービス業	82.7	77.2	45.0	47.9	70.5	60.4
生活関連サービス業、娯楽業	77.4	71.6	67.5	60.4	47.7	47.7
教育、学習支援業	85.5	81.5	74.2	69.8	55.6	49.7
サービス業（他に分類されないもの）	68.3	64.6	60.7	55.5	27.2	24.1

厚生労働省「若年者雇用実態調査の概況」より作成

*厚生労働省「令和5年若年者雇用実態調査の概況」

産業、事業所規模別に無作為抽出した5人以上の常用労働者を雇用する事業所17,355事業所、当該事業所で就業している若年労働者22,958人を対象にした、2023年10月1日時点の状況についての調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/4-21c-jyakunenkyouy-r05.html>

中小規模事業者の 個人情報の管理状況

個人情報保護委員会（以下、委員会）が2024年11月に発表した調査結果から、中小規模事業者（以下、中小事業者）の個人情報の管理状況などをみていきます。

保有する個人情報

上記調査結果から、中小事業者が保有する顧客情報をみると、表1のとおりです。

【表1】中小事業者の顧客情報の保有状況（者、%）

	回答数	割合
100人以下	2,514	65.8
100人超～1,000人以下	810	21.2
1,000人超～1万人以下	319	8.3
1万人超～100万人以下	114	3.0
100万人超	3	0.1
無回答	61	1.6
全体	3,821	100.0

個人情報保護委員会「中小規模事業者における個人情報等の安全管理措置に関する実態調査結果概要」より作成

保有する顧客情報が100人以下の事業者は65.8%となりました。次いで100人超1,000人以下が21.2%で、1,000人以下の事業者が全体の87.0%となりました。

個人情報の管理状況

次に、中小事業者の個人情報の取り扱いに関する課題をまとめると、表2のとおりです。

何をしてもよく分からないが40.0%、個人情報保護法の理解不足が26.9%という状況です。また、情報セキュリティ対策や電子化による管理の難易度上昇も20%近い割合となってお

り、個人情報の管理に課題を持つ中小事業者が少なくない状況です。

【表2】個人情報の取扱いに関する課題（複数回答、者、%）

	回答数	割合
何をしてもよく分からない	1,530	40.0
個人情報保護法等の理解不足	1,029	26.9
情報セキュリティ対策	723	18.9
電子化による管理の難易度上昇	658	17.2
従業員の教育	555	14.5
社内・団体内規程が不足している	452	11.8
個人情報保護のための資金不足	352	9.2
個人情報保護のための人材不足	340	8.9
その他	157	4.1
無回答	675	17.7

個人情報保護委員会「中小規模事業者における個人情報等の安全管理措置に関する実態調査結果概要」より作成

ちなみに、委員会に報告があった2023年度の個人データの漏えい等は12,000件を超えました。漏えい原因はいわゆるヒューマンエラーによるものが最も多いということです。

個人情報保護法は個人情報を取り扱うすべての事業者が対象となっており、個人情報を安全に管理していく必要があります。自社の個人情報の安全管理に不安を感じる方は、委員会がサイト上で公開している個人情報の安全管理などに関する情報等を参考に、自社の管理体制を見直してはいかがでしょうか。

※個人情報保護委員会「中小規模事業者における個人情報等の安全管理措置に関する実態調査結果概要」

無作為に抽出した国内に本社を置く従業員100人以下の事業者（企業・法人・団体）17,000先に対して、2024年5月～6月に行われた調査です。回収数は3,821件で、回収率は22.5%となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/R6_chuushou_anzenkanri_results.pdf

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

01 固定資産税の納付（第4期分）



固定資産税第4期分の納期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

02 確定申告（書面）の受付開始



令和6年分の所得税・住民税の確定申告の受付は、3月17日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。振替納付の場合の振替日は4月23日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金で納付する場合は3月31日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月30日です。

03 国民年金保険料の「2年前納」の手続き



2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」は、6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は、口座振替もしくはクレジットカードの場合は毎年2月末、現金の場合は3月末です。希望される方は早めに手続きをしましょう。

04 労働保険料等の口座振替納付の申込



労働保険料等の納付は口座振替にすることができるようになっています。来年度（第1期）より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

05 4月昇給の場合の準備



4月昇給の事業所については、そろそろ昇給のデータや人事評価の資料の準備、日程調整などを行っておきましょう。

06 新入社員の受け入れ準備



4月入社予定の新入社員の受け入れ準備を進めましょう。入社前研修や入社後のスケジュールを決定するとともに、必要に応じて寮や社宅の手配、制服などの準備も行っておきましょう。

07 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施



春の火災予防運動に先立ち、消防設備など（消火器、非常口、非常階段、避難経路など）の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法（連絡方法、避難対策など）について周知しておきましょう。

2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金の出入りが激しくなります。スケジュール管理を徹底しましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	土	仏滅	
2	日	大安	
3	月	赤口	立春 ●贈与税の申告の提出・納付(～3月17日)
4	火	先勝	
5	水	友引	
6	木	先負	
7	金	仏滅	
8	土	大安	
9	日	赤口	
10	月	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(1月分)
11	火	友引	建国記念の日
12	水	先負	
13	木	仏滅	
14	金	大安	●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限(第3期分 ※口座振替を利用する場合)
15	土	赤口	
16	日	先勝	
17	月	友引	●所得税確定申告の受付開始(～3月17日) ●所得税確定申告税額の延納届出(～3月17日) ●所得税及び復興特別所得税の納付(～3月17日 ※現金納付の場合)
18	火	先負	雨水
19	水	仏滅	
20	木	大安	
21	金	赤口	
22	土	先勝	
23	日	友引	天皇誕生日
24	月	先負	振替休日
25	火	仏滅	
26	水	大安	
27	木	赤口	
28	金	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(1月分) ●じん肺健康管理実施状況報告の提出期限 ●固定資産税第4期分の納期限 ※市町村の条例で定める日まで